

# 住宅版エコポイント制度のお知らせ

住宅の断熱改修や省エネの基準を満たしたエコ住宅の新築で、エコポイントがもらえる制度が、昨年12月に創設されました。エコポイントは、様々な商品やサービスと交換することができます。

## ◆対象となる工事

### ○エコリフォーム

平成22年1月から12月31日までに工事着工し、平成22年1月28日以降に工事が完了したものの、工事着工とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事全体の着工のことです。

### 《工事内容》

- 次の①または②の改修工事
- ①窓の断熱改修
- ②外壁・屋根・天井または床の断熱改修

※これらに併せて、バリアフリーリフォーム（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張）を行う場合は、ポイントが加算されます。

### ○エコ住宅の新築

平成21年12月8日から平成22

年12月31日に建築着工し、平成22年1月28日以降に工事が完了したものの、  
※建築着工とは、根切り工事または基礎杭打ち工事の着工のことです。

### 《工事内容》

次の①または②に該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準（省エネ基準+α（高効率給湯器等）相当の住宅
- ②省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅

※ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要で

※他に国から補助を受けている住宅は、エコポイントの申請はできません。ただし、高効率給湯器や太陽光発電設備等に対する補助のように、ポイント発生の対象となっていないものは申請ができるものもあります。

※申請者は、原則として住宅所有

者で、個人・法人を問いません。

## ◆エコポイントの申請期限等

### ○ポイントの申請期限

エコリフォームは、平成23年3月31日まで

エコ住宅の新築は、1戸建て住宅が平成23年6月30日まで、共同住宅は等は平成23年12月31日まで

### ○ポイントの交換期限

平成25年3月31日まで

※申請方法やポイント交換対象商品など、詳細が決まりましたら、国土交通省ホームページでもお知らせします。

<http://www.mlit.go.jp>

## ◆問い合わせ先 住宅版エコポイント相談窓口

（☎0570-0071-077）

受付時間は午前10時から午後6時まで、土日祝日も受け付けています。



## ◆発行されるポイント数

### ○エコリフォーム（1戸当たり300,000ポイントを限度とする。）

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	中(0.2㎡以上1.6㎡未満)
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
	ガラス交換	大(1.4㎡以上)	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	中(0.1㎡以上0.8㎡未満)
		7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	100,000ポイント	屋根・天井	30,000ポイント
	床		床	50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度)	手すりの設置	5,000ポイント	段差解消	5,000ポイント
			廊下幅等の拡張	25,000ポイント

○エコ住宅の新築 1戸あたり300,000ポイント